

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二十一号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（平成十年三月奈良県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書、第二項ただし書及び同項第三号を削る。

第八条中「届出は」の下に「美容所譲渡承継届（第八号様式）」を加え、「第八号様式」を「第九号様式」に、「第九号様式」を「第十号様式」に、「第十号様式」を「第十一号様式」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の美容所譲渡承継届を提出する際には、届出者が法人の場合は、登記事項証明書を提示しなければならない。

第二号様式中

営業を譲り受けたことを証する印	

を

に改める。

第十号様式を第十一号様式とし、第九号様式を第十号様式とし、第八号様式を第九号様式とし、第七号様式の次に次の一様式を加える。

第8号様式（第8条関係）

美容所譲渡承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
(電話)

氏名

(生年月日 年 月 日)

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

美容師法第12条の2第2項の規定に基づき、譲渡により美容所開設者の地位を承継したので次のとおり届け出ます。

美容所	所在地	
	名称	
美容所検査確認済証の確認番号及び確認年月日		号 年 月 日
譲渡した者の住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)		
譲渡した者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		
譲渡の年月日		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の美容師法施行細則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の美容師法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。